（新）	（旧）
３．特定の薬物や食品等にアレルギーがある これ以外にも予防接種を受けるのに不適当な場合もあります。また、病気があっても受けた方がよい場合もありますので、子どもの健康状態をよく知っているかかりつけ医に相談しましょう。 **◎予防接種を受けた後に** 重篤な副反応は、予防接種後30分以内に生じることが多いため、その間は、医療機関等で様子をみるか、又は医師とすぐに連絡をとれるようにしておきましょう。入浴は差し支えありませんが、注射した部位をわざとこすることはやめましょう。接種当日は、はげしい運動はさけましょう。高い熱が出たり、ひきつけを起こしたり異常が認められれば、すぐに医師の診察を受けましょう。 万が一、予防接種で健康被害が生じた場合は、補償制度があります。また、接種の記録として母子健康手帳へ記入されたり、予防接種済証が発行されたりしますが、就学時健康診断や海外渡航などの際に活用されますので、大切に保管しましょう。 ※予防接種健康被害救済制度（予防接種法に基づき市区町村が実施する定期接種の場合） （http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou20/kenkouhigai_kyusai/） ※医薬品副作用被害救済制度（対象者の希望により行う任意接種の場合） （http://www.pmda.go.jp/relief-services/adr-sufferers/0001.html） **◎指定された日時に受けられなかった場合** 予防接種には、複数にわたって受けなければならないものもあります。指定日に接種を受けられなかったときには、かかりつけ医に相談しましょう。 57	３．特定の薬物や食品等にアレルギーがある これ以外にも予防接種を受けるのに不適当な場合もあります。また、病気があっても受けた方がよい場合もありますので、子どもの健康状態をよく知っているかかりつけ医に相談しましょう。 **◎予防接種を受けた後に** 重篤な副反応は、予防接種後 30 分以内に生じることが多いため、その間は、医療機関等で様子をみるか、又は医師とすぐに連絡をとれるようにしておきましょう。入浴は差し支えありませんが、注射した部位をわざとこすることはやめましょう。接種当日は、はげしい運動はさけましょう。高い熱が出たり、ひきつけを起こしたり異常が認められれば、すぐに医師の診察を受けましょう。 万が一、認可された予防接種で健康被害が生じた場合は、補償制度があります。また、接種の記録として母子健康手帳へ記入されたり、予防接種済証が発行されたりしますが、就学時健康診断や海外渡航などの際に活用されますので、大切に保管しましょう。 ※予防接種健康被害救済制度 （http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou20/kenkouhigai_kyusai/） **◎指定された日時に受けられなかった場合** 予防接種には、複数にわたって受けなければならないものもあります。指定日に接種を受けられなかったときには、かかりつけ医に相談しましょう。 57

（新）

＜歯の健康診査や指導を受けるときは、持参して記入してもらいましょう。＞

歯の健康診査、保健指導、予防処置

歯の状態記号:健全歯／　むし歯（未処置歯）C　処置歯○　喪失歯△

6	5	4	3	2	1	1	2	3	4	5	6	診査時年齢　　歳　　か月 保健指導(有・無) 予防処置(有・無) 歯肉・粘膜 （異常なし・あり＿＿＿＿＿＿） かみ合わせ （よい・経過観察＿＿＿＿＿＿） 歯の形態・色調 （異常なし・あり＿＿＿＿＿＿） その他（　　）
	E	D	C	B	A	A	B	C	D	E		
	E	D	C	B	A	A	B	C	D	E		
6	5	4	3	2	1	1	2	3	4	5	6	

年　月　日　診査施設名または歯科医師名

6	5	4	3	2	1	1	2	3	4	5	6	診査時年齢　　歳　　か月 保健指導(有・無) 予防処置(有・無) 歯肉・粘膜 （異常なし・あり＿＿＿＿＿＿） かみ合わせ （よい・経過観察＿＿＿＿＿＿） 歯の形態・色調 （異常なし・あり＿＿＿＿＿＿） その他（　　）
	E	D	C	B	A	A	B	C	D	E		
	E	D	C	B	A	A	B	C	D	E		
6	5	4	3	2	1	1	2	3	4	5	6	

年　月　日　診査施設名または歯科医師名

（旧）

＜歯の健康診査や指導を受けるときは、持参して記入してもらいましょう。＞

歯の健康診査、保健指導、予防処置

歯の状態記号:健全歯／　むし歯（未処置歯）C　処置歯○　喪失歯△

6	5	4	3	2	1	1	2	3	4	5	6	診査時年齢　　歳　　か月 保健指導(有・無) 予防処置(有・無) 歯肉・粘膜 （異常なし・あり＿＿＿＿＿＿） かみ合わせ （よい・経過観察＿＿＿＿＿＿） 歯の形態 （異常なし・あり＿＿＿＿＿＿） その他（　　）
	E	D	C	B	A	A	B	C	D	E		
	E	D	C	B	A	A	B	C	D	E		
6	5	4	3	2	1	1	2	3	4	5	6	

年　月　日　診査施設名または歯科医師名

6	5	4	3	2	1	1	2	3	4	5	6	診査時年齢　　歳　　か月 保健指導(有・無) 予防処置(有・無) 歯肉・粘膜 （異常なし・あり＿＿＿＿＿＿） かみ合わせ （よい・経過観察＿＿＿＿＿＿） 歯の形態 （異常なし・あり＿＿＿＿＿＿） その他（　　）
	E	D	C	B	A	A	B	C	D	E		
	E	D	C	B	A	A	B	C	D	E		
6	5	4	3	2	1	1	2	3	4	5	6	

年　月　日　診査施設名または歯科医師名

（新）	（旧）
◎妊娠中の歯の健康管理 妊娠中はつわりなどの体調の変化で丁寧な歯みがきが難しく、ホルモンのバランスや食生活も変化するため、歯周炎やむし歯が進行しやすい時期です。お口の中を清潔に保つため、日常の口腔ケアに加えて定期的な歯科受診により口の中の環境を整え、必要があれば安定期に歯科治療を行いましょう。口の中の環境が悪いと生まれてくる赤ちゃんに影響の出ることがあります。	（新規）
◎たばこ・お酒の害から赤ちゃんを守りましょう 妊娠中の喫煙は、切迫早産、前期破水、常位胎盤早期剥離を起こりやすくし、胎児の発育に悪影響を与えます。妊婦や赤ちゃんのそばでの喫煙は乳幼児突然死症候群（SIDS）と関係することが知られています。妊婦自身の禁煙はもちろんのこと、お父さんなど周囲の人も、妊婦や赤ちゃんのそばで喫煙してはいけません。 出産後に喫煙を再開してしまうお母さんもいます。出産後もお母さん自身やお子さんのために、たばこは控えましょう。 また、アルコールも胎児の発育（特に脳）に悪影響を与えます。妊娠中は、全期間を通じて飲酒をやめましょう。出産後も授乳中は飲酒を控えましょう。	**◎たばこ・お酒の害から赤ちゃんを守りましょう** 妊娠中の喫煙は、切迫早産、前期破水、常位胎盤早期剥離を起こりやすくし、胎児の発育に悪影響を与えます。妊婦や赤ちゃんのそばでの喫煙は乳幼児突然死症候群（SIDS）と関係することが知られています。妊婦自身の禁煙はもちろんのこと、お父さんなど周囲の人も、妊婦や赤ちゃんのそばで喫煙してはいけません。 出産後に喫煙を再開してしまうお母さんもいます。出産後もお母さん自身やお子さんのために、たばこは控えましょう。 また、アルコールも胎児の発育（特に脳）に悪影響を与えます。妊娠中は、全期間を通じて飲酒をやめましょう。出産後も授乳中は飲酒を控えましょう。
◎妊娠中の感染症予防について 妊娠中は、免疫力が低下して感染症にかかりやすくなっています。妊娠中は赤ちゃんへの影響も考えて有効な薬が使えないことがあります。日頃から手洗い、うがいなど感染予防に努めましょう。 また、何らかの微生物（細菌、ウイルスなど）がお母さんから赤ちゃんに感染し、まれに赤ちゃんに影響が起きることがあります。妊婦健康診査では、感染症の有無を調べることができるものもあるので、きちんと受診しましょう。 まだ発見されていない感染症や検査が一般に行われない感染症もあります。子どもや動物のだ液や糞尿に触れた場合には、よく手洗いをしましょう。 ※妊婦健康診査で調べる感染症（http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/boshi-hoken16/dl/06_1.pdf） ※国立感染症研究所（http://www.nih.go.jp/niid//ja/route/maternal.html） ※赤ちゃんとお母さんの感染予防対策５ヶ条（http://www.jspnm.com/topics/data/topics20130515.pdf）	**◎妊娠中の感染症予防について** 妊娠中は、免疫力が低下して感染症にかかりやすくなっています。妊娠中は赤ちゃんへの影響も考えて有効な薬が使えないことがあります。日頃から手洗い、うがいなど感染予防に努めましょう。 また、何らかの微生物（細菌、ウイルスなど）がお母さんから赤ちゃんに感染し、まれに赤ちゃんに影響が起きることがあります。妊婦健康診査では、感染症の有無を調べることができるものもあるので、きちんと受診しましょう。 まだ発見されていない感染症や検査が一般に行われない感染症もあります。子どもや動物のだ液や糞尿に触れた場合には、よく手洗いをしましょう。 ※妊婦健康診査で調べる感染症（http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/boshi-hoken16/dl/06_1.pdf） ※国立感染症研究所（http://www.nih.go.jp/niid//ja/route/maternal.html） ※赤ちゃんとお母さんの感染予防対策５ヶ条（http://www.jspnm.com/topics/data/topics20130515.pdf）
◎妊娠・出産・授乳中の薬の使用について 妊娠中や授乳中の薬の使用については、必ず医師、歯科医師、薬剤師等に相談しましょう。自分の考えで薬の使用を中止したり、用法、用量を変えたりすると危険な場合があるので、医師から指示された用量、用法を守り適切に使用しましょう。 ※「妊娠と薬情報センター」（http://www.ncchd.go.jp/kusuri/）において、妊娠中の薬の使用に関する情報提供が実施されていますので、主治医と相談しましょう。 また、子宮収縮薬などの出産時に使用される医薬品についても、その必要性、効果、副作用などについて医師から十分な説明を受けましょう。 ※（独）医薬品医療機器総合機構の Web サイト（https://www.pmda.go.jp/PmdaSearch/iyakuSearch/）から、個別の医薬品の添付文書を検索することができます。	**◎妊娠・出産・授乳中の薬の使用について** 妊娠中や授乳中の薬の使用については、必ず医師、歯科医師、薬剤師等に相談しましょう。自分の考えで薬の使用を中止したり、用法、用量を変えたりすると危険な場合があるので、医師から指示された用量、用法を守り適切に使用しましょう。 ※「妊娠と薬情報センター」（http://www.ncchd.go.jp/kusuri/）において、妊娠中の薬の使用に関する情報提供が実施されていますので、主治医と相談しましょう。 また、子宮収縮薬などの出産時に使用される医薬品についても、その必要性、効果、副作用などについて医師から十分な説明を受けましょう。 ※独立行政法人 医薬品医療機器総合機構の Web サイト（https://www.pma.go.jp/PmdaSearch/iyakuSearch/）から、個別の医薬品の添付文書を検索することができます。

（新）

◎無痛分娩について

経膣（けいちつ）分娩の際、麻酔薬を使用し、陣痛の痛みを和らげる方法です。無痛分娩を検討されている場合は次の URL をご参照ください。
日本産科麻酔学会 無痛分娩Ｑ＆Ａ（http://www.jsoap.com/pompier_painless.html）

◎妊娠中のシートベルト着用について

シートベルトの着用は、後部座席を含む全座席について義務付けられています。妊娠中であっても、シートベルトを正しく着用することにより、交通事故に遭った際の被害から母体と胎児を守ることができます。ただし、妊娠の状態は個人により異なりますので、シートベルトを着用することが健康保持上適当かどうか、医師に確認するようにしましょう。

妊娠中は、事故などの際の胎児への影響を少なくするために、腰ベルトのみの着用は行わず、腰ベルトと肩ベルトを共に着用し、大きくなった腹部をベルトが横切らないようにするなど、正しくシートベルトを着用することが必要です。
※妊娠中の正しいシートベルトの着用方法
（http://www.npa.go.jp/bureau/traffic/anzen/seatbelt.html）

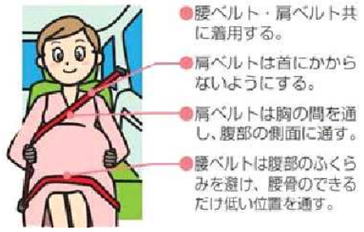

◎妊娠中の夫の役割

妊婦の心身の安定には、夫や家族など周囲の理解や協力が必要です。妻をいたわり、ねぎらい、家事を積極的に行いましょう。妻の妊娠期間の約10か月は、夫にとっても「父親」として育っていく大切な準備期間です。この時期に、ふたりにとって子どもとはどんな存在か、親になるとはどういうことなのかなど、じっくり話し合ってみましょう。また、お産の時や産後の育児で夫がどのような役割を持つのか、妊娠中からよく話し合い、準備しておきましょう。

◎出産後の心身の健康

出産後のお母さんは、わけもなくイライラしたり、気持ちが落ち込んだりすることがあります。産後のホルモンなど体の内部の変化や、慣れない育児の疲れなどが原因とされています。「産後うつ」は、産後のお母さんの10～15%に起こるとされています。出産後は、お母さんは赤ちゃんの世話に追われ、自分の心や体の異常については後回しにしがちです。また、お父さんや周囲の方も赤ちゃんが最優先で、お母さんの変化を見過ごしがちです。産後うつかもしれない、と思ったときは、迷わず医師、助産師、保健師に相談しましょう。

また、妊娠中や出産時に異常があった場合は、出産後も引き続き治療や受診が必要な場合があります。経過が順調と思われるときでも、医師の診察を受けましょう。

（旧）

（新規）

◎妊娠中のシートベルト着用について

妊娠中であっても、シートベルトを正しく着用することにより、交通事故に遭った際の被害から母体と胎児を守ることができます。ただし、妊娠の状態は個人により異なりますので、シートベルトを着用することが健康保持上適当かどうか、医師に確認するようにしましょう。

妊娠中は、事故などの際の胎児への影響を少なくするために、腰ベルトのみの着用は行わず、腰ベルトと肩ベルトを共に着用し、大きくなった腹部をベルトが横切らないようにするなど、正しくシートベルトを着用することが必要です。
※妊娠中の正しいシートベルトの着用方法
（http://www.npa.go.jp/koutsuu/kikaku/seatbelt/index.htm#s06）

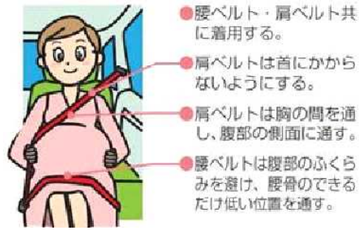

◎妊娠中の夫の役割

妊婦の心身の安定には、夫や家族など周囲の理解や協力が必要です。妻をいたわり、ねぎらい、家事を積極的に行いましょう。妻の妊娠期間の約10か月は、夫にとっても「父親」として育っていく大切な準備期間です。この時期に、ふたりにとって子どもとはどんな存在か、親になるとはどういうことなのかなど、じっくり話し合ってみましょう。また、お産の時や産後の育児で夫がどのような役割を持つのか、妊娠中からよく話し合い、準備しておきましょう。

◎出産後の心身の健康

出産後のお母さんは、わけもなくイライラしたり、気持ちが落ち込んだりすることがあります。産後のホルモンなど体の内部の変化や、慣れない育児の疲れなどが原因とされています。「産後うつ」は、産後のお母さんの10～15%に起こるとされています。出産後は、お母さんは赤ちゃんの世話に追われ、自分の心や体の異常については後回しにしがちです。また、お父さんや周囲の方も赤ちゃんが最優先で、お母さんの変化を見過ごしがちです。産後うつかもしれない、と思ったときは、迷わず医師、助産師、保健師に相談しましょう。

また、妊娠中や出産時に異常があった場合は、出産後も引き続き治療や受診が必要な場合があります。経過が順調と思われるときでも、医師の診察を受けましょう。

（新）	（旧）
◎赤ちゃんの具合が悪い時 　母乳・ミルクをいつもより飲まない、発熱があって元気がない、下痢・けいれんがある、顔色が悪い、呼吸の様子がおかしい、強い黄疸があるなどの症状がみられたら、すみやかに医師の診察を受けましょう。 **◎先天性代謝異常等の検査を受けましょう** 　すべての新生児を対象として、血液を用いてフェニールケトン尿症などの先天性代謝異常検査や先天性甲状腺機能低下症のスクリーニング検査が行われています。これらの病気は早期に発見された場合、特殊ミルクや甲状腺ホルモン薬などで治療することができます。検査結果の異常が通知された場合には、すみやかに医療機関で受診しましょう。 **◎新生児聴覚検査を受けましょう** 　赤ちゃんは産まれてから、色々な音を聞いたり、声を出したりして、話し始めるための準備をしています。ことばの発達の上で、とても大切な時期です。生まれつき、聴覚に何らかの障害を持つ赤ちゃんは 1,000 人に１～２人といわれています。出生後早期（おおむね３日以内）に、赤ちゃんが眠っている間に行う聴覚検査があります。耳の聞こえについて気になるときは、医療機関などに相談しましょう。 **◎視覚の発達について** 　視覚は生まれてから発達します。新生児は、視線が定まらずぼんやりと外界を見ていますが、見続けることで視覚が次第に発達します。生後１か月から１歳６か月頃は特に視覚の発達が盛んな時期なので、この時期に両目でモノをしっかりと見ることが大切です。 　ひとみが白い・光ってみえる、目が開かない、片目ずつ目の前にそっと手をかざすと片方だけ嫌がって顔をそむける、目つきが気になるといった症状が見られたら、眼科を受診しましょう。 目の健康を調べるチェックシート ※日本視能訓練士協会（http://www.jaco.or.jp/mame/index4.html） **◎乳幼児突然死症候群（SIDS）の予防のために** 　SIDSとは、それまで元気だった赤ちゃんが睡眠中に何の前ぶれもなく亡くなってしまう病気です。原因はわかっていませんが、下記のような点を日頃から心がけることで、この病気の発生を減らせることがわかっています。 　１　赤ちゃんを寝かせるときは、あお向け寝にしましょう。 ただし、医学的な理由から医師がうつぶせ寝を勧める場合もあるので、このようなときは医師の指導を守りましょう。 　２　妊娠中や赤ちゃんの周囲では、たばこを吸ってはいけません。 　３　できるだけ母乳で育てましょう。 	**◎赤ちゃんの具合が悪い時** 　母乳・ミルクをいつもより飲まない、発熱があって元気がない、下痢・けいれんがある、顔色が悪い、呼吸の様子がおかしい、強い黄疸があるなどの症状がみられたら、すみやかに医師の診察を受けましょう。 **◎先天性代謝異常等の検査を受けましょう** 　すべての新生児を対象として、血液を用いてフェニールケトン尿症などの先天性代謝異常検査や先天性甲状腺機能低下症のスクリーニング検査が行われています。これらの病気は早期に発見された場合、特殊ミルクや甲状腺ホルモン薬などで治療することができます。検査結果の異常が通知された場合には、すみやかに医療機関で受診しましょう。 **◎新生児聴覚検査を受けましょう** 　赤ちゃんは産まれてから、色々な音を聞いたり、声を出したりして、話し始めるための準備をしています。ことばの発達の上で、とても大切な時期です。生まれつき、聴覚に何らかの障害を持つ赤ちゃんは 1,000 人に１～２人といわれています。出生後早期に、赤ちゃんが眠っている間に行う聴覚検査があります。耳の聞こえについて気になるときは、医療機関などに相談しましょう。 **◎視覚の発達について** 　視覚は生まれてから発達します。新生児は、視線が定まらずぼんやりと外界を見ていますが、見続けることで視覚が次第に発達します。生後１か月から１歳６か月頃は特に視覚の発達が盛んな時期なので、この時期に両目でモノをしっかりと見ることが大切です。 　ひとみが白い・光ってみえる、目が開かない、片目ずつ目の前にそっと手をかざすと片方だけ嫌がって顔をそむける、目つきが気になるといった症状が見られたら、眼科を受診しましょう。 目の健康を調べるチェックシート ※日本視能訓練士協会（http://www.jaco.or.jp/mame/index4.html） **◎乳幼児突然死症候群（SIDS）の予防のために** 　SIDSとは、それまで元気だった赤ちゃんが睡眠中に何の前ぶれもなく亡くなってしまう病気です。原因はわかっていませんが、下記のような点を日頃から心がけることで、この病気の発生を減らせることがわかっています。 　１　赤ちゃんを寝かせるときは、あお向け寝にしましょう。 ただし、医学的な理由から医師がうつぶせ寝を勧める場合もあるので、このようなときは医師の指導を守りましょう。 　２　妊娠中や赤ちゃんの周囲では、たばこを吸ってはいけません。 　３　できるだけ母乳で育てましょう。

（新）	（旧）
◎自立心が強くなります 　食事や着替えなど、自分ひとりでしたがるようになります。うまくできずに泣いて怒ることも多いのですが、少しずつほめながら、できることを増やしていきましょう。こわいことや、新しい体験に出会ったりして､お母さん、お父さんを求めてきたときには、だっこなどして優しく受け入れ､なぐさめてあげましょう。 **◎少しずつ、おむつを取る練習を始めましょう** 　「おしっこが出た」「うんちが出た」と言えるようになり、「出たら教えてね」という言葉も理解できるようになります。できたらほめる、失敗しても叱らないようにしていると、いつの間にかできるようになるものです。夜のおむつが取れるのはまだ先です。 **◎むし歯予防に取り組みましょう** 　むし歯ができやすい時期です。おやつの回数や時間を決める、仕上げみがきをする、フッ化物塗布を行うことによりむし歯を予防することができます。 **幼児期（３歳頃）** **◎まだまだ甘えたい時期です** 　お父さん、お母さんは笑顔で子どもを抱きしめてあげましょう。 **◎自己主張が始まります** 　好き嫌い、自己主張、自分本位な要求をすることがあります。一方的に拒否しないで、まず耳を傾けて、優しく対応しましょう。自分のことは自分でやりたがる時期です。ちゃんとできなくても、ちょっとだけ手を貸しながら、できることはやらせましょう。 **◎上手に叱りましょう** 　危ないことやしてはいけないことについては、感情的にならず、なぜいけないのかを丁寧に伝えて、やめさせましょう。わかるようになったらほめてあげましょう。 **◎家族で食事を楽しみましょう** 　家族そろった楽しい食事と団らんの場は大切です。乳歯が生えそろう３歳以降はかむ力も育ってきます。多少歯ごたえのある物もゆっくりかんで食べさせましょう。口を閉じてよくかんで食べることなどによる健やかなあごの成長発育は、永久歯の歯並びにも良い影響を与えます。 **幼児期（４歳）** **◎友だちと遊ぶ機会を積極的に** 　４歳頃になると、役割を持った「ごっこ遊び」（ままごと、ヒーローごっこ、自動車ごっこなど）を楽しむようになります。友だちと遊ぶ機会を積極的に作ってあげましょう。 74	**◎自立心が強くなります** 　食事や着替えなど、自分ひとりでしたがるようになります。うまくできずに泣いて怒ることも多いのですが、少しずつほめながら、できることを増やしていきましょう。こわいことや、新しい体験に出会ったりして､お母さん、お父さんを求めてきたときには、だっこなどして優しく受け入れ､なぐさめてあげましょう。 **◎少しずつ、おむつを取る練習を始めましょう** 　「おしっこが出た」「うんちが出た」と言えるようになり、「出たら教えてね」という言葉も理解できるようになります。できたらほめる、失敗しても叱らないようにしていると、いつの間にかできるようになるものです。夜のおむつが取れるのはまだ先です。 **◎むし歯予防に取り組みましょう** 　むし歯ができやすい時期です。おやつの回数を決める、仕上げみがきをする、フッ化物塗布を行うことによりむし歯を予防することができます。 **幼児期（３歳頃）** **◎まだまだ甘えたい時期です** 　お父さん、お母さんは笑顔で子どもを抱きしめてあげましょう。 **◎自己主張が始まります** 　好き嫌い、自己主張、自分本位な要求をすることがあります。一方的に拒否しないで、まず耳を傾けて、優しく対応しましょう。自分のことは自分でやりたがる時期です。ちゃんとできなくても、ちょっとだけ手を貸しながら、できることはやらせましょう。 **◎上手に叱りましょう** 　危ないことやしてはいけないことについては、感情的にならず、なぜいけないのかを丁寧に伝えて、やめさせましょう。わかるようになったらほめてあげましょう。 **◎家族で食事を楽しみましょう** 　家族そろった楽しい食事と団らんの場は大切です。乳歯が生えそろう３歳以降はかむ力も育ってきます。多少歯ごたえのある物もゆっくりかんで食べさせましょう。よくかんで食べることなどによる健やかなあごの成長発育は、永久歯の歯並びにも良い影響を与えます。 **幼児期（４歳）** **◎友だちと遊ぶ機会を積極的に** 　４歳頃になると、役割を持った「ごっこ遊び」（ままごと、ヒーローごっこ、自動車ごっこなど）を楽しむようになります。友だちと遊ぶ機会を積極的に作ってあげましょう。 74

（新）	（旧）
◎お手伝いしてもらいましょう 　家庭で、手伝いの役割を持つことは良いことです。食事の準備や調理など、できることを少しずつ手伝ってもらいましょう。 **◎良いところをほめてあげましょう** 　子どもの良いところを探して、ほめましょう。忙しくても、お子さんの話に耳を傾けましょう。 **幼児期（５～６歳）** **◎優しい気持ちで接しましょう** 　子どもは親のまねをします。親が優しく接することで、子どもも優しく育ちます。 **◎親子でふれあい遊びを** 　手先の細かな動きが発達し、はさみや鉛筆も上手に使えるようになります。家にある様々な材料を利用して、親子で何か作ってみてはいかがでしょうか。ボール遊びもできるようになります。 **◎ひとりで着替えをさせましょう** 　時間がかかっても、励まし、出来たらほめてあげましょう。 **◎家の中で役割を持たせましょう** 　食器を並べたり、片付けたりするお手伝いなどを楽しくさせましょう。遊んだ後のおもちゃの後かたづけも、自分でできる習慣をつけましょう。 **◎言葉や想像力が発達します** 　５歳になると発音がはっきりし、きれいになってきます。タ行とサ行が混乱したり、言葉がつかえたりするときは、大人はむりに直そうとせず正確な発音でゆっくり話を聞いてあげましょう。絵本の続きのお話を一緒に考えるなど、子どもの想像力につき合ってあげましょう。 **◎約束やルールを大切に** 　仲良しの友達ができて、よく一緒に遊ぶようになってきます。友達とさまざまな体験をするなかで社会性を身につけていきます。約束やルールを守り、自分の好き嫌いだけで行動することから卒業するように、励ましてあげましょう。 **◎永久歯が生え始めます** 　一生使う大切な歯ですから、生えかわりをとらえて自分から歯みがきをする自主性を養いましょう。奥歯は大変むし歯になりやすいので、仕上げみがきを続けましょう。 **※子育てのヒント集** 　文部科学省「子供たちの未来をはぐくむ家庭教育」ホームページ 　（http://katei.mext.go.jp/index.html） 　子育てのヒント集として「家庭教育手帳」を掲載しています。 	**◎お手伝いしてもらいましょう** 　家庭で、手伝いの役割を持つことは良いことです。食事の準備や調理など、できることを少しずつ手伝ってもらいましょう。 **◎良いところをほめてあげましょう** 　子どもの良いところを探して、ほめましょう。忙しくても、お子さんの話に耳を傾けましょう。 **幼児期（５～６歳）** **◎優しい気持ちで接しましょう** 　子どもは親のまねをします。親が優しく接することで、子どもも優しく育ちます。 **◎親子でふれあい遊びを** 　手先の細かな動きが発達し、はさみや鉛筆も上手に使えるようになります。家にある様々な材料を利用して、親子で何か作ってみてはいかがでしょうか。ボール遊びもできるようになります。 **◎ひとりで着替えをさせましょう** 　時間がかかっても、励まし、出来たらほめてあげましょう。 **◎家の中で役割を持たせましょう** 　食器を並べたり、片付けたりするお手伝いなどを楽しくさせましょう。遊んだ後のおもちゃの後かたづけも、自分でできる習慣をつけましょう。 **◎言葉や想像力が発達します** 　５歳になると発音がはっきりし、きれいになってきます。タ行とサ行が混乱したり、言葉がつかえたりするときは、大人はむりに直そうとせず正確な発音でゆっくり話を聞いてあげましょう。絵本の続きのお話を一緒に考えるなど、子どもの想像力につき合ってあげましょう。 **◎約束やルールを大切に** 　仲良しの友達ができて、よく一緒に遊ぶようになってきます。友達とさまざまな体験をするなかで社会性を身につけていきます。約束やルールを守り、自分の好き嫌いだけで行動することから卒業するように、励ましてあげましょう。 **◎永久歯が生え始めます** 　一生使う大切な歯ですから、生えかわりをとらえて自分から歯みがきをする自主性を養いましょう。奥歯は大変むし歯になりやすいので、気をつけてあげましょう。 **※子育てのヒント集** 　文部科学省「子供たちの未来をはぐくむ家庭教育」ホームページ 　（http://katei.mext.go.jp/index.html） 　子育てのヒント集として「家庭教育手帳」を掲載しています。

（新）

子どもの病気やけが

子どもは、感染症にかかったり、やけど、けが、誤飲などの事故にあったりすることも稀ではありません。いつも子どもと接している保護者が、子どもの様子が「普段と何かが違う」「どこかおかしい」と感じたときには、よく子どもの状態を観察しましょう。心配な点がある場合には、かかりつけ医に相談しましょう。

◎医療機関への受診について

呼吸が苦しそう、ぐったりしている、何度も吐く、けいれん、意識を失うような症状が見られた場合には、必ず医療機関を受診しましょう。医療機関を受診する際には、子どもの症状、その変化、時間をメモしておきましょう。また、母子健康手帳にはこれまでの重要な記録があるので、必ず持参しましょう。

・小児救急電話相談事業（電話番号：＃８０００（全国同一の短縮ダイヤル））

休日、夜間の急な子どもの病気にどう対処したらよいのか、受診した方が良いのか迷ったときは、小児科医や看護師から、症状に応じた適切な対応の仕方などのアドバイスが受けられます。

※厚生労働省「小児救急電話相談事業（＃ 8000）について」
（http://www.mhlw.go.jp/topics/2006/10/tp1010-3.html）

※（公社）日本小児科学会「こどもの救急」ホームページ（http://kodomo-qq.jp/）

◎抗生物質（抗菌薬）を正しく使うために

抗生物質(抗菌薬)は、細菌を退治する薬であり、"かぜ"やインフルエンザの原因であるウイルスには効きません。また、副作用や抗生物質の効かない細菌(薬剤耐性菌)を産む原因にもなります。抗生物質が必要かどうかを慎重に判断できるように、"かぜ"で受診する時には症状を医師にくわしく伝え、わからないことがあれば尋ねましょう。また、処方された場合は量と期間を守りましょう。※薬剤耐性(AMR)について(AMR 臨床リファレンスセンター)(http://amr.ncgm.go.jp/general)

（旧）

子どもの病気やけが

子どもは、感染症にかかったり、やけど、けが、誤飲などの事故にあったりすることも稀ではありません。いつも子どもと接している保護者が、子どもの様子が「普段と何かが違う」「どこかおかしい」と感じたときには、よく子どもの状態を観察しましょう。心配な点がある場合には、かかりつけ医に相談しましょう。

◎医療機関への受診について

呼吸が苦しそう、ぐったりしている、何度も吐く、けいれん、意識を失うような症状が見られた場合には、必ず医療機関を受診しましょう。医療機関を受診する際には、子どもの症状、その変化、時間をメモしておきましょう。また、母子健康手帳にはこれまでの重要な記録があるので、必ず持参しましょう。

・小児救急電話相談事業（電話番号：＃８０００（全国同一の短縮ダイヤル））

休日、夜間の急な子どもの病気にどう対処したらよいのか、受診した方が良いのか迷ったときは、小児科医や看護師から、症状に応じた適切な対応の仕方などのアドバイスが受けられます。

※厚生労働省小児救急電話相談事業（＃ 8000）について
（http://www.mhlw.go.jp/topics/2006/10/tp1010-3.html）

※日本小児科学会「こどもの救急」ホームページ（http://kodomo-qq.jp/）

（新規）

（新）

◎養育上の悩みや生活の不安などに関する相談

地域子育て支援センター、幼稚園、保育所、児童館、主任児童委員(※)、民生・児童委員(※)、福祉事務所、児童相談所
【児童相談所全国共通ダイヤル　１８９】
【ＤＶ相談ナビ全国共通ダイヤル　０５７０－０－５５２１０ 】

名　称		連　絡　先	
名　称		連　絡　先	
名　称		連　絡　先	

※厚生労働大臣から委嘱され、子育ての不安、妊娠中の心配ごとなどの相談、援助、福祉事務所を始めとする関係機関との調整など必要な支援を行っています。

◎地域の育児サポート

育児に疲れてしまったときや病気になったときなどは、地域の育児サポートを利用するのも良いでしょう。具体的には、保育所などで子どもを一時的に預かる「一時預かり」や「ショートステイ」、地域における子育ての相互援助活動を行う「ファミリー・サポート・センター」、妊娠、出産や子育てに関する相談・支援などを行う「子育て世代包括支援センター」や「市区町村子ども家庭総合支援拠点」、身近なところで子育て親子が気軽に集まって交流する場を設けて子育てに関する相談や地域の子育て情報を提供する「地域子育て支援拠点」、家事支援、育児指導・家庭教育支援などを行う家庭訪問があります。地域によっては、この他さまざまな行政サービスを利用できる場合もありますので、市区町村の保健、福祉、子育て支援、家庭教育支援の担当課にお問い合わせください。

名　称		連　絡　先	
名　称		連　絡　先	
名　称		連　絡　先	

（関連情報）内閣府「子ども・子育て支援新制度」ホームページ
（http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/index.html）
幼稚園、保育所、幼稚園と保育所の機能と特徴をあわせ持つ「認定こども園」や少人数の単位で子どもを保育する「地域型保育」、病児保育についても掲載しています。

（旧）

◎養育上の悩みや生活の不安などに関する相談

地域子育て支援センター、幼稚園、保育所、児童館、主任児童委員(※)、民生・児童委員(※)、福祉事務所、児童相談所
【児童相談所全国共通ダイヤル　１８９】
【ＤＶ相談ナビ全国共通ダイヤル　０５７０－０－５５２１０ 】

名　称		連　絡　先	
名　称		連　絡　先	
名　称		連　絡　先	

※厚生労働大臣から委嘱され、子育ての不安、妊娠中の心配ごとなどの相談、援助、福祉事務所を始めとする関係機関との調整など必要な支援を行っています。

◎地域の育児サポート

育児に疲れてしまったときや病気になったときなどは、地域の育児サポートを利用するのも良いでしょう。具体的には、保育所などで子どもを一時的に預かる「一時預かり」や「ショートステイ」、地域における子育ての相互援助活動を行う「ファミリー・サポート・センター」、子育てに関する相談・支援などを行う「子育て世代包括支援センター」、身近なところで子育て親子が気軽に集まって交流する場を設けて子育てに関する相談や地域の子育て情報を提供する「地域子育て支援拠点」、家事支援、育児指導・家庭教育支援などを行う家庭訪問があります。地域によっては、この他さまざまな行政サービスを利用できる場合もありますので、市区町村の保健、福祉、子育て支援、家庭教育支援の担当課にお問い合わせください。

名　称		連　絡　先	
名　称		連　絡　先	
名　称		連　絡　先	

（関連情報）内閣府「子ども・子育て支援新制度」ホームページ
（http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/index.html）
幼稚園、保育所、幼稚園と保育所の機能と特徴をあわせ持つ「認定こども園」や少人数の単位で子どもを保育する「地域型保育」、病児保育についても掲載しています。

（新）

事故の予防

現在わが国では、不慮の事故が子どもの死亡原因の上位となっています。事故の内容は年齢によって異なりますが、周囲が気をつけることで防げるものが大部分です。発育過程の中で、いつ頃、どんな事故が起こりやすいか知っておくことは、事故の予防の上で大切です。

月齢・年齢別で見る起こりやすい事故

月･年齢	起こりやすい事故	事故の主な原因と対策
新生児	周囲の不注意によるもの 窒息	☆誤って上から物を落とす ☆上の子が抱き上げてけがさせたり、物を食べさせたりする ☆まくらや柔らかい布団に顔が埋もれる（硬めの布団等を使い、仰向けに寝かせる）
1～6か月	転落 やけど	☆ベッドやソファーなどから落ちる（大人用ではなく、出来るだけベビーベッドで寝かせ、ベッドから離れるとき　は柵を上げる） ☆大人が子どもを抱いたまま熱い飲料をこぼす
7～12か月	転落・転倒・はさむ やけど 溺水 誤飲・中毒 窒息 車中のけが	☆扉、階段、ベッド、バギー、椅子 ☆アイロン、魔法瓶や電気ケトルのお湯、炊飯器やスチーム加湿器の蒸気 ☆浴槽、洗濯機に落ちる(残し湯をしない) ☆たばこ、医薬品、化粧品、洗剤、コインなど ☆お菓子などの食品がのどにつまる ☆座席から転落（チャイルドシートで防止できる）
1～4歳	誤飲（中毒） 窒息 転落･転倒 やけど 溺水 交通事故 火遊びによる死傷	☆範囲が広がり、あらゆるものが原因になる ☆お菓子などの食品がのどにつまる ☆階段、ベランダ（踏台になるものを置かない） ☆熱い鍋に触れる、テーブルクロスを引いて湯をこぼす（テーブルクロスは使用しない） ☆浴槽に落ちる、水あそび ☆飛び出し事故（手をつないで歩く） ☆ライター、マッチなどによる火遊び（子どもの手の届くところにライターなどを置かない）

（関連情報）
消費者庁「子どもを事故から守る！プロジェクト」ホームページ
（http://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/child/）
子どもの事故予防に関する豆知識や注意点などを、Twitter やメール配信しています。

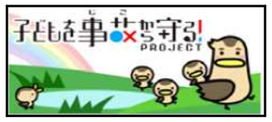

・消費者庁　子どもを事故から守る！公式 Twitter（@ caa_kodomo）

・子ども安全メール　from 消費者庁

公式 Twitter ページ

子どもの安全メール登録

（旧）

事故の予防

現在わが国では、不慮の事故が子どもの死亡原因の上位となっています。事故の内容は年齢によって異なりますが、周囲が気をつけることで防げるものが大部分です。発育過程の中で、いつ頃、どんな事故が起こりやすいか知っておくことは、事故の予防の上で大切です。

月齢・年齢別で見る起こりやすい事故

月･年齢	起こりやすい事故	事故の主な原因と対策
新生児	周囲の不注意によるもの 窒息	☆誤って上から物を落とす ☆上の子が抱き上げてけがさせたり、物を食べさせたりする ☆まくらや柔らかい布団
1～6か月	転落 やけど	☆ベッドやソファーなどから落ちる（ベッドから離れるときは柵を上げる） ☆大人が子どもを抱いたまま熱い飲料をこぼす
7～12か月	転落・転倒・はさむ やけど 溺水 誤飲・中毒 窒息 車中のけが	☆扉、階段、ベッド、バギー、椅子 ☆アイロン、魔法瓶やポットのお湯、炊飯器やスチーム加湿器の蒸気 ☆浴槽、洗濯機に落ちる(残し湯をしない) ☆たばこ、医薬品、化粧品、洗剤、コインなど ☆お菓子などの食品がのどにつまる ☆座席から転落（チャイルドシートで防止できる）
1～4歳	誤飲（中毒） 窒息 転落･転倒 やけど 溺水 交通事故 火遊びによる死傷	☆範囲が広がり、あらゆるものが原因になる ☆お菓子などの食品がのどにつまる ☆階段、ベランダ（踏台になるものを置かない） ☆熱い鍋に触れる、テーブルクロスを引いて湯をこぼす（テーブルクロスは使用しない） ☆浴槽に落ちる、水あそび ☆飛び出し事故（手をつないで歩く） ☆ライター、マッチなどによる火遊び（子どもの手の届くところにライターなどを置かない）

（関連情報）
消費者庁「子どもを事故から守る！プロジェクト」ホームページ
・携帯電話用（http://www.caa.go.jp/m/kodomo/）　（新規）
・パソコン用（http://www.caa.go.jp/kodomo/index.php）
子どもの事故予防に関する豆知識や注意点などを、メール配信しています。
（新規）

（新）	（旧）
※　化学物質（たばこ、家庭用品など）、医薬品、動植物の毒などによって起こる急性の中毒について情報提供、相談が行われています（異物誤飲（小石、ビー玉など）、食中毒、慢性の中毒、常用量での医薬品の副作用は受け付けていません）。 （公財）日本中毒情報センター（http://www.j-poison-ic.or.jp/homepage.nsf） ・大阪中毒１１０番　TEL ０７２－７２７－２４９９（24時間 365日対応） ・つくば中毒１１０番　TEL０２９－８５２－９９９９（９時～21時 365日対応） ・たばこ専用回線　TEL ０７２－７２６－９９２２ （無料（テープによる情報提供）24時間 365日対応）	※　化学物質（たばこ、家庭用品など）、医薬品、動植物の毒などによって起こる急性の中毒について情報提供、相談が行われています（異物誤飲（小石、ビー玉など）、食中毒、慢性の中毒、常用量での医薬品の副作用は受け付けていません）。 公益財団法人日本中毒情報センター（http://www.j-poison-ic.or.jp/homepage.nsf） ・大阪中毒１１０番　TEL ０７２－７２７－２４９９（24時間 365日対応） ・つくば中毒１１０番　TEL０２９－８５２－９９９９（９時～21時 365日対応） ・たばこ専用回線　TEL ０７２－７２６－９９２２ （無料（テープによる情報提供）24時間 365日対応）
◎子どもの命を守るチャイルドシート 法令で、６歳未満はチャイルドシート着用義務があります。子どもの命を守るため、また、事故による被害を防止、軽減するために、自動車に同乗させるときにはチャイルドシートを必ず正しく使用しましょう。チャイルドシートを使用していないと、使用しているときに比べて、事故時に死亡又は重傷となる率が著しく高くなります。また、チャイルドシートを使用していても取付方法や子どもの座り方が不適切な場合には、その効果が著しく低下するので、正しく使用しましょう。 ※　医療機関で生まれた赤ちゃんが退院して自宅に初めて帰るとき（生まれて初めて車に乗るとき）から使用できるよう、国の安全基準に適合したチャイルドシートを出産前から準備しておきましょう。また、チャイルドシートはできるだけ後部座席に固定するようにしましょう。 ※　乳幼児（６歳未満の子ども）を同乗させて自動車を運転するときは、疾病のためチャイルドシートを使用させることが療養上適当でないなど使用義務が免除される場合を除き、チャイルドシートを使用することが法律により、義務付けられています。 ※　チャイルドシートに関する情報～生まれてくる大切な命のために～ 警察庁ホームページ（http://www.npa.go.jp/bureau/traffic/anzen/childseat.html） 国土交通省ホームページ（http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/02assessment/） （独）自動車事故対策機構（NASVA）（http://www.nasva.go.jp/mamoru/child_seat_search）	**◎子どもの命を守るチャイルドシート** 子どもの命を守るため、また、事故による被害を防止、軽減するために、自動車に同乗させるときにはチャイルドシートを必ず正しく使用しましょう。チャイルドシートを使用していないと、使用しているときに比べて、事故時に死亡又は重傷となる率が著しく高くなります。また、チャイルドシートを使用していても取付方法や子どもの座り方が不適切な場合には、その効果が著しく低下するので、正しく使用しましょう。 ※　医療機関で生まれた赤ちゃんが退院して自宅に初めて帰るとき（生まれて初めて車に乗るとき）からチャイルドシートを使用できるよう、出産前から準備しておきましょう。 ※　幼児（６歳未満の子ども）を同乗させて自動車を運転するときは、疾病のためチャイルドシートを使用させることが療養上適当でないなど使用義務が免除される場合を除き、チャイルドシートを使用することが法律により、義務付けられています。 ※　チャイルドシートに関する情報～生まれてくる大切な命のために～ 警察庁ホームページ（http://www.npa.go.jp/koutsuu/kikaku/childseat/index.htm） 国土交通省ホームページ（http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/02assessment/） （独）自動車事故対策機構（NASVA）（http://www.nasva.go.jp/mamoru/child_seat_search）
◎車の中の危険 窓を閉め切った車の中は、真夏でなくても短時間で車内温度が上昇し、子どもが脱水や熱中症を引き起こし、命を落とすこともあります。子どもが車内の装置を動かして事故になることもあります。どんなに短時間でも、決して子どもだけを残して車から離れてはいけません。また、パワーウインドウに首や指を挟まれて重傷を負う事故が起きています。操作する前に必ず一声かけ、普段はロックしましょう。	**◎車の中の危険** 窓を閉め切った車の中は、真夏でなくても短時間で車内温度が上昇し、子どもが脱水や熱中症を引き起こし、命を落とすこともあります。子どもが車内の装置を動かして事故になることもあります。どんなに短時間でも、決して子どもだけを残して車から離れてはいけません。また、パワーウインドウに首や指を挟まれて重傷を負う事故が起きています。操作する前に必ず一声かけ、普段はロックしましょう。
◎自転車の危険 子どもを自転車の幼児用座席に乗せるときは、ルールを守って安全な運転を心がけるとともに、自転車乗車専用のヘルメット及び座席のシートベルトを着用させましょう。自転車は普通・電動アシスト・幼児２人同乗用といった基準に適合した安全なものを選びましょう。また、転倒の恐れがあるので、決して子どもだけを残して自転車から離れてはいけません。	**◎自転車の危険** 子どもを自転車の幼児用座席に乗せるときは、転倒や転落によるけがを防ぐため、自転車乗車専用のヘルメット及び座席のシートベルトを着用させましょう。また、転倒の恐れがあるので、決して子どもだけを残して自転車から離れてはいけません。

（新）

◎食べ物や玩具など、ものがのどにつまった時の応急手当

乳幼児は、大人が思いもよらないものを口にします。食べ物や玩具等がのどにつまると、窒息する危険があります。

周囲の大人が、普段から乳幼児ののどに詰まりやすい大きさの目安（３歳児の最大口径39㎜、口から喉の奥までの長さ51㎜。39㎜ とは、トイレットペーパーの芯程度）を知り、食べ物や玩具の取り扱いに関する注意書きをよく確認するとともに、すぐに対処できるように、応急手当について知っておくことが必要です。

※ 口の中に指を入れて取り出そうとすると、異物がさらに奥へ進んでしまうことがあります。

【ものがのどにつまった時の応急処置】

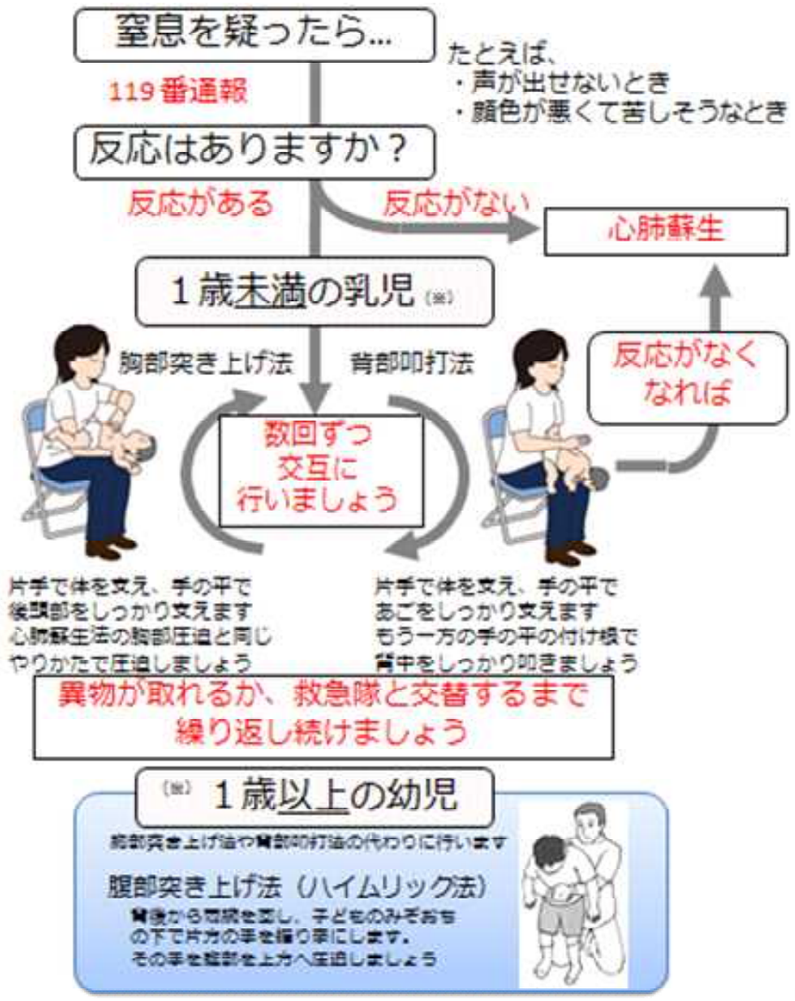

（監修）

日本小児救急医学会、日本救急医療財団心肺蘇生法委員会

（旧）

◎食べ物や玩具など、ものがのどにつまった時の応急手当

乳幼児は、大人が思いもよらないものを口にします。食べ物や玩具等がのどにつまると、窒息する危険があります。

周囲の大人が、普段から乳幼児ののどに詰まりやすい大きさ（トイレットペーパーの芯程度）を知り、食べ物や玩具の取り扱いに関する注意書きをよく確認するとともに、すぐに対処できるように、応急手当について知っておくことが必要です。

※ 口の中に指を入れて取り出そうとすると、異物がさらに奥へ進んでしまうことがあります。

【ものがのどにつまった時の応急処置】

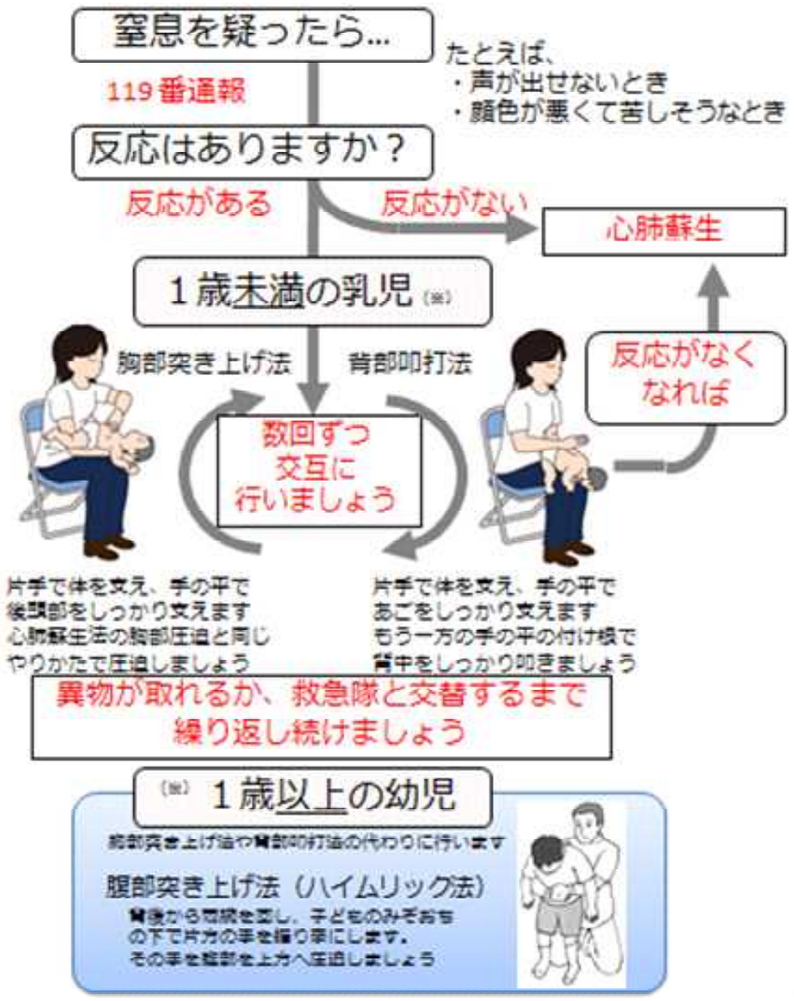

（監修）

日本小児救急医学会、日本救急医療財団心肺蘇生法委員会

（新）

乳幼児期の栄養

◎身体発育や栄養の状態を確認しましょう

乳幼児期の子どものからだつきは、成長とともに変化し、個人差や栄養法による違いが大きいです。お子さんの身長や体重の値を定期的に身体発育曲線のグラフに記入して、身体発育や栄養の状態を見ましょう。

◎授乳について

赤ちゃんの栄養は母乳が基本です。特に初乳は、赤ちゃんを病気から守ってくれる成分が多く含まれています。お母さん自身の病気などの影響で母乳を与えられないとき、また、お母さんの仕事の都合によっては、人工乳（粉ミルク）を活用します。

飲む量は赤ちゃんによって個人差があるので、むりに飲ませることはしないでください。よろこんで飲み、体重が順調に増えているのなら心配ありません。授乳に関することなどで心配なことがあるときは、出産した医療機関の助産師などに相談しましょう。

◎人工乳（粉ミルク）のつくり方

粉ミルクのつくり方は、製品によってきめられたとおりの濃さに溶かすことが大切です。井戸水やわき水は、雑菌によって赤ちゃんが体調をくずすことがあります。赤ちゃんの粉ミルクや水分補給には、水道水、水質基準の検査に合格した井戸水や、ミルク調製用の密封容器に入った水などを使いましょう。

粉ミルクの調乳の前には必ず手を洗い、一度沸騰させた70℃以上のお湯でミルクを溶かし、充分に冷まして体温ぐらいになっていることを確認してから飲ませるようにしましょう。飲み残しや調乳後２時間以上たったミルクは必ず捨てましょう。

◎はちみつを与えるのは１歳を過ぎてからにしましょう。

◎離乳について

母乳や人工乳だけをとっていた赤ちゃんに、なめらかにすりつぶした状態の食物を与えはじめ、次第に食物の固さと量、種類をふやしていくことを離乳といいます。なめらかにすりつぶした食物を与えはじめるのは、５～６か月頃が適当です。

なお、離乳開始前の乳児に果汁を与えることについて栄養学的な意義は認められていません。また、スプーンなどの使用は、通常生後５～７か月頃にかけて哺乳反射が減弱、消失していく過程でスプーンが口に入ることも受け入れられていくので、離乳の開始以降でよいです。離乳を段階的にすすめることで、しっかりかむ力や飲み込む力が発達します。

９～10か月頃になると、手づかみ食べが始まります。手づかみ食べにより、自分で食べる練習になるとともに自分で食べる意欲が育ちます。

（旧）

乳幼児期の栄養

◎身体発育や栄養の状態を確認しましょう

乳幼児期の子どものからだつきは、成長とともに変化し、個人差や栄養法による違いが大きいです。お子さんの身長や体重の値を定期的に身体発育曲線のグラフに記入して、身体発育や栄養の状態を見ましょう。

◎授乳について

赤ちゃんの栄養は母乳が基本です。特に初乳は、赤ちゃんを病気から守ってくれる成分が多く含まれています。お母さん自身の病気などの影響で母乳を与えられないとき、また、お母さんの仕事の都合によっては、人工乳（粉ミルク）を活用します。

飲む量は赤ちゃんによって個人差があるので、むりに飲ませることはしないでください。よろこんで飲み、体重が順調に増えているのなら心配ありません。授乳に関することなどで心配なことがあるときは、出産した医療機関の助産師などに相談しましょう。

◎人工乳（粉ミルク）のつくり方

粉ミルクのつくり方は、製品によってきめられたとおりの濃さに溶かすことが大切です。井戸水やわき水は、雑菌によって赤ちゃんが体調をくずすことがあります。赤ちゃんの粉ミルクや水分補給には、水道水、水質基準の検査に合格した井戸水や、ミルク調製用の密封容器に入った水などを使いましょう。

粉ミルクの調乳の前には必ず手を洗い、一度沸騰させた70℃以上のお湯でミルクを溶かし、充分に冷まして体温ぐらいになっていることを確認してから飲ませるようにしましょう。飲み残しや調乳後２時間以上たったミルクは必ず捨てましょう。

（新規）

◎離乳について

母乳や人工乳だけをとっていた赤ちゃんに、なめらかにすりつぶした状態の食物を与えはじめ、次第に食物の固さと量、種類をふやしていくことを離乳といいます。なめらかにすりつぶした食物を与えはじめるのは、５～６か月頃が適当です。

なお、離乳開始前の乳児に果汁を与えることについて栄養学的な意義は認められていません。また、スプーンなどの使用は、通常生後５～７か月頃にかけて哺乳反射が減弱、消失していく過程でスプーンが口に入ることも受け入れられていくので、離乳の開始以降でよいです。離乳を段階的にすすめることで、しっかりかむ力や飲み込む力が発達します。

９～10か月頃になると、手づかみ食べが始まります。手づかみ食べにより、自分で食べる練習になるとともに自分で食べる意欲が育ちます。

（新）

お口と歯の健康

◎歯の生える時期について

乳歯は上下10歯ずつ、合計20歯あります。生後７～８か月頃で下の前歯から生え始め、２歳半～３歳頃、20歯が生えそろいます。また、歯の生える時期や順序には個人差があります。

永久歯は親知らず（第三大臼歯）をあわせると上下16歯ずつ、合計32歯あります。多くの場合、最初に生える永久歯は下の前歯で、次にかむ力の大きい奥歯（第一大臼歯）が生えることが多く、12～13歳頃までに生えそろいます。

◎初めての歯みがきのポイント

子どもの歯みがき習慣づけのために、下記の順序で始めていきましょう。

① 子どもの目の前で、保護者が楽しそうに歯をみがくようにしましょう。

② 乳歯が生え始めたら、保護者のひざにあお向けに寝かせ子どもの歯を観察する（歯を数える）ことから始めましょう。歯の生え方を見ながらガーゼみがきなどから始め、徐々に歯ブラシに慣れさせるようにしましょう。

③ 歯の観察ができたら、赤ちゃん用の歯ブラシで１～２回歯に触れる練習をし、練習後はほめてあげましょう。（約１か月程度）

※嫌がる場合は、機嫌の良い時を見計らって行い、できるだけ泣かせないように工夫しましょう。

④ 歯ブラシを口に入れることに慣れてきたら、歯みがきを始めましょう。子どもの機嫌を取りながら、鉛筆を持つ持ち方で力を抜いて歯を見ながら１本ずつやさしくみがいてあげましょう。１本５秒ぐらいで十分です。

※歯をきれいにみがくことも大切ですが、歯ブラシの刺激に慣れさせ、歯みがきを好きになってもらうことが重要です。

※安全に歯みがきを習慣づけるために、歯ブラシを勝手に持たせないようにしたり、安全な歯ブラシを選んだりしてあげましょう。

◎うがいについて

うがいはかぜやむし歯の予防に効果があるので、手洗いとともに進めていきましょう。うがいは大きく分けて、口を洗浄する「ブクブクうがい」とのどを洗浄する「ガラガラうがい」があります。保護者が見本をみせながらすすめていきましょう（２歳頃になると「ブクブクうがい」ができるようになるので、練習をさせることが大切です）。

（旧）

お口と歯の健康

◎歯の生える時期について

乳歯は上下10歯ずつ、合計20歯あります。生後７～８か月頃で下の前歯から生え始め、２歳半～３歳頃、20歯が生えそろいます。また、歯の生える時期や順序には個人差があります。

永久歯は上下16歯ずつ、合計32歯あります。多くの場合、最初に生える永久歯は下の前歯で、次にかむ力の大きい奥歯（第一大臼歯）が生えることが多く、12～13歳頃までに親知らず（第三大臼歯）を除くすべての歯が生えそろいます。

◎初めての歯みがきのポイント

子どもの歯みがき習慣づけのために、下記の順序で始めていきましょう。

① 子どもの目の前で、保護者が楽しそうに歯をみがくようにしましょう。

② 乳歯が生え始めたら、保護者のひざにあお向けに寝かせ子どもの歯を観察する（歯を数える）ことから始めましょう。歯の生え方を見ながらガーゼみがきなどから始め、徐々に歯ブラシに慣れさせるようにしましょう。

③ 歯の観察ができたら、赤ちゃん用の歯ブラシで１～２回歯に触れる練習をし、練習後はほめてあげましょう。（約１か月程度）

※嫌がればすぐにやめ、できるだけ泣かせないように工夫しましょう。

④ 歯ブラシを口に入れることに慣れてきたら、歯みがきを始めましょう。子どもの機嫌を取りながら、鉛筆を持つ持ち方で力を抜いて歯を見ながら１本ずつやさしくみがいてあげましょう。１本５秒ぐらいで十分です。

※歯をきれいにみがくことも大切ですが、歯ブラシの刺激に慣れさせ、歯みがきを好きになってもらうことが重要です。

※安全に歯みがきを習慣づけるために、歯ブラシを勝手に持たせないようにしたり、安全な歯ブラシを選んだりしてあげましょう。

◎うがいについて

うがいはかぜやむし歯の予防に効果があるので、手洗いとともに進めていきましょう。うがいは大きく分けて、口を洗浄する「ブクブクうがい」とのどを洗浄する「ガラガラうがい」があります。保護者が見本をみせながらすすめていきましょう（２歳頃になると「ブクブクうがい」ができるようになるので、練習をさせることが大切です）。

（新）	（旧）
◎フッ化物（フッ素）の利用について 　フッ化物（フッ素）の塗布は、生え始めの歯の表面に直接フッ化物を塗布することによって、むし歯に強い歯となります。歯科医院、保健所、市町村保健センターなどで実施されています。また、日常的にフッ化物入り歯磨剤を使って歯みがきをすることや、４歳を過ぎたらフッ化物の入った洗口剤を使って「ブクブクうがい」をすることもむし歯の予防になります。 **◎乳幼児期の食事の際の注意** 　乳歯が生えてきたら、飲食物が歯の表面に残らないよう気をつけてあげましょう。特に、離乳完了の頃には様々な食品を食べるようになり、歯の表面に糖分を含む食べ物のかすが残りやすくなります。甘いおやつをだらだら食べる習慣も、むし歯になりやすいので、おやつは１日２回程度時間と量を決めて食べるようにしましょう。また、ジュースやイオン飲料は、むし歯になりやすいので注意が必要です。普段の水分補給は甘くない飲み物にしましょう。また、保護者の口の中の環境が悪いと食べ物を口移しで与えることにより、保護者のむし歯の原因菌が唾液を介して子どもにうつることがあるので避けましょう。 **◎指しゃぶりについて** 　心細いとき、不安を感じた時などに気持ちを落ち着けるために指しゃぶりをすることがあります。指にタコができるほどの過度の指しゃぶりは、あごの発育障害や、歯ならびやかみ合わせが悪くなる原因となります。むりに指しゃぶりをやめさせるのではなく、声をかけたり、一緒に遊んだりしてあげましょう。また、口や唇の形が心配な場合は、早めに歯科医師などの専門家に相談するようにしましょう。 日本歯科医師会ウェブサイト 「お口の予防とケア」（http://www.jda.or.jp/park/prevent/contents_prevent.html）	**◎フッ化物（フッ素）の利用について** 　フッ化物（フッ素）の塗布は、生え始めの歯の表面に直接フッ化物を塗布することによって、むし歯に強い歯となります。歯科医院、保健所、市町村保健センターなどで実施されています。また、日常的にフッ化物入り歯磨剤を使って歯みがきをすることや、フッ化物の入った洗口剤を使って「ブクブクうがい」をすることもむし歯の予防になります。 **◎乳幼児期の食事の際の注意** 　乳歯が生えてきたら、飲食物が歯の表面に残らないよう気をつけてあげましょう。特に、離乳完了の頃には様々な食品を食べるようになり、歯の表面に糖分を含む食べ物のかすが残りやすくなります。甘いおやつをだらだら食べる習慣も、むし歯になりやすいので、おやつは１日２回程度時間を決めて食べるようにしましょう。また、ジュースやイオン飲料は、むし歯になりやすいので注意が必要です。普段の水分補給は甘くない飲み物にしましょう。また、保護者が食べ物を口移しで与えると、保護者のむし歯の原因菌が唾液を介して子どもにうつることがあるので避けましょう。 **◎指しゃぶりについて** 　心細いとき、不安を感じた時などに気持ちを落ち着けるために指しゃぶりをすることがあります。指にタコができるほどの過度の指しゃぶりは、あごの発育障害や、歯ならびやかみ合わせが悪くなる原因となります。むりに指しゃぶりをやめさせるのではなく、声をかけたり、一緒に遊んだりしてあげましょう。また、口や唇の形が心配な場合は、早めに歯科医師などの専門家に相談するようにしましょう。 日本歯科医師会ウェブサイト お口の予防とケア（http://www.jda.or.jp/park/prevent/contents_prevent.html）

（新）

働く女性・男性のための出産、育児に関する制度

◎妊娠がわかったら

・出産予定日や休業の予定を早めに会社に申し出ましょう

・妊婦健康診査または保健指導を受けるための時間が必要な場合は、会社に申請しましょう

申請があった場合、会社は、健康診査等のために必要な時間を確保しなければなりません。
（有給か無給かは、会社の規定によります。）
回数…妊娠23週までは４週間に１回、妊娠24週から35週までは２週間に１回、妊娠36週以後出産までは１週間に１回（医師等がこれと異なる指示をした場合はその回数）

・妊婦健康診査等で医師等から指導を受けたら・・・

医師等から、通勤緩和、休憩時間の延長、つわりやむくみなど症状に対応した勤務時間の短縮や作業の制限、休業などの指導を受けた場合には、会社に申し出て必要な措置を講じてもらいまょう。
申し出があった場合､会社は医師等の指導内容に応じた適切な措置を講じなければなりません。
医師等からの指導事項を会社にきちんと伝えることができるよう、医師等に「母性健康管理指導事項連絡カード」（別記様式。拡大コピーをして用いる事ができます）を記入してもらい、会社に伝えることも効果的です。

◎妊娠中の職場生活

・時間外、休日労働、深夜業の制限、変形労働時間制の適用制限

妊婦は、時間外労働、休日労働、深夜業の免除を請求できます。
変形労働時間制がとられる場合にも、１日及び１週間の法定労働時間を超えて労働しないこと　を請求できます。

・軽易業務転換

妊娠中に立ち仕事や重い物を扱う仕事などがつらいときは、他の軽易な業務への転換を請求できます。

（削除）

◎産前・産後休業を取るときは

・産前休業

出産予定日以前の６週間（双子以上の場合は14週間）について請求すれば取得できます。

・産後休業

出産の翌日から８週間は、働くことはできません。ただし、産後６週間経ったあとに、本人が請求して医師が認めた場合は働くことができます。

・産前・産後休業は、正社員だけでなく、パートや派遣で働く方など誰でも取得できます

（旧）

働く女性・男性のための出産、育児に関する制度

◎妊娠がわかったら

・出産予定日や休業の予定を早めに会社に申し出ましょう

・妊婦健康診査等を受けるための時間が必要な場合は、会社に申請しましょう

申請があった場合、会社は、健康診査等のために必要な時間を確保しなければなりません。
（有給か無給かは、会社の規定によります。）
回数…妊娠23週までは４週間に１回、妊娠24週から35週までは２週間に１回、妊娠36週以後出産までは１週間に１回（医師等がこれと異なる指示をした場合はその回数）

・妊婦健康診査等で医師等から指導を受けたら・・・

医師等から、通勤緩和、休憩時間の延長、つわりやむくみなど症状に対応した勤務時間の短縮や作業の制限、休業などの指導を受けた場合には、会社に申し出て必要な措置を講じてもらいましょう。
申し出があった場合、会社は医師等の指導内容に応じた適切な措置を講じなければなりません。
医師等からの指導事項を会社にきちんと伝えることができるよう、医師等に「母性健康管理指導事項連絡カード」（別記様式。拡大コピーをして用いる事ができます）を記入してもらい、会社に伝えることも効果的です。

◎妊娠中の職場生活

・時間外、休日労働、深夜業の制限、変形労働時間制の適用制限

妊婦は、時間外労働、休日労働、深夜業の免除を請求できます。
変形労働時間制がとられる場合にも、１日及び１週間の法定労働時間を超えて労働しないこと　を請求できます。

・軽易業務転換

妊娠中に立ち仕事や重い物を扱う仕事などがつらいときは、他の軽易な業務への転換を請求できます。

・危険有害業務の就業制限

重い物を扱ったり、有害ガスが出る場所で行う業務などは、妊娠、出産機能等に有害なので、妊娠の有無や年齢等によらず全ての女性を就業させることが禁止されています。

◎産前・産後休業を取るときは

・産前休業

出産予定日以前の６週間（双子以上の場合は14週間）について請求すれば取得できます。

・産後休業

出産の翌日から８週間は、働くことはできません。ただし、産後６週間経ったあとに、本人が請求して医師が認めた場合は働くことができます。

・産前・産後休業は、正社員だけでなく、パートや派遣で働く方など誰でも取得できます

（新）

◎産後休業後に復職するときは

・育児時間

生後１年に達しない子を育てる女性は、１日２回少なくとも各30分間の育児時間を請求できます。

・母性健康管理措置

産後１年を経過しない女性は、医師等から指示があったときは、健康診査等に必要な時間の確保を申請できます。また、指導を受けた場合には、必要な措置を受けることができます。

・時間外、休日労働、深夜業の制限、変形労働時間制の適用制限、危険有害業務の就業制限

産後１年を経過しない女性には、妊娠中と同様に、これらが適用になります。

◎育児休業を取るときは

・育児休業制度とは

１歳に満たない子を育てる男女労働者は、希望する期間子どもを育てるために休業することができます。

・育児休業を取ることができる人は

正社員だけでなく、パートや派遣で働く方も一定の要件を満たしていれば育児休業を取ることができます。

・パパ・ママ育休プラス

父母ともに育児休業を取得する場合は、休業可能期間が延長され、子が１歳２か月に達するまでの間に父母それぞれ１年間まで育児休業を取得できます。

・育児休業の延長

子が１歳以降、保育所に入れないなどの場合には、子が１歳６か月に達するまでの間、子が１歳６か月以降、保育所に入れないなどの場合には、子が２歳に達するまでの間、育児休業を延長することができます。

・育児休業を取るための手続き

育児休業を取得するためには、会社に書面で申し出ることが必要です。遅くとも休業開始１か月前までに、会社に育児休業申出書を提出しましょう。

（削除）

◎妊娠・出産・育児休業等を理由とする不利益取扱いやハラスメントは許されません

妊娠・出産・育児休業等を理由に、解雇、雇止め、降格などの不利益な取扱いを行うことは禁止されています。また、会社は職場での妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントについて防止する義務があります。ハラスメントを受けたら会社に相談しましょう。

◎幼い子どもを育てながら働き続けるために

・短時間勤務制度

会社は、３歳未満の子を育てる男女労働者について、短時間勤務制度（原則として１日６時間）を設けなければなりません。

・所定外労働の制限

会社は、３歳未満の子を育てる男女労働者から請求があったときは、所定外労働をさせてはなりません。

（旧）

◎産後休業後に復職するときは

・育児時間

生後１年に達しない子を育てる女性は、１日２回少なくとも各30分間の育児時間を請求できます。

・母性健康管理措置

産後１年を経過しない女性は、医師等から指示があったときは、健康診査等に必要な時間の確保を申請できます。また、指導を受けた場合には、必要な措置を受けることができます。

・時間外、休日労働、深夜業の制限、変形労働時間制の適用制限、危険有害業務の就業制限

産後１年を経過しない女性には、妊娠中と同様に、これらが適用になります。

◎育児休業を取るときは

・育児休業制度とは

１歳に満たない子を育てる男女労働者は、希望する期間子どもを育てるために休業することができます。

・育児休業を取ることができる人は

正社員だけでなく、パートや派遣で働く方も一定の要件を満たしていれば育児休業を取ることができます。

・パパ・ママ育休プラス

父母ともに育児休業を取得する場合は、休業可能期間が延長され、子が１歳２か月に達するまでの間に父母それぞれ１年間まで育児休業を取得できます。

・１歳６か月までの育児休業の延長

子が１歳以降、保育所に入れないなどの場合には、子が１歳６か月に達するまでの間、育児休業を延長することができます。

・育児休業を取るための手続き

育児休業を取得するためには、会社に申し出ることが必要です。遅くとも休業開始１か月前までに、会社に育児休業申出書を提出しましょう。

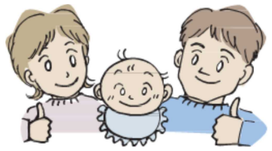

（新規）

◎幼い子どもを育てながら働き続けるために

・短時間勤務制度

会社は、３歳未満の子を育てる男女労働者について、短時間勤務制度（原則として１日６時間）を設けなければなりません。

・所定外労働の制限

会社は、３歳未満の子を養育する男女労働者から請求があったときは、所定外労働をさせてはなりません。

（新）

・子の看護休暇
小学校入学前の子を育てる男女労働者は、会社に申し出ることにより、年次有給休暇とは別に、１年につき、子が１人なら５日まで、子が２人以上なら10日まで、病気やけがをした子の看護、予防接種及び健康診断のために１日又は半日単位で休暇を取得することができます。
（削除）

・時間外労働、深夜業の制限
会社は、小学校入学前の子を育てる男女労働者から請求があった場合は、１か月 24時間、１年150時間を超える時間外労働をさせてはなりません。また、深夜（午後10時から午前５時まで）に働かせてはなりません。

以上の問い合わせ先　　都道府県労働局雇用環境・均等部（室）

◎育児等のために退職した方への再就職支援
・育児などにより退職し、将来的に再就職を希望する方に対し、情報提供、再就職セミナー、再就職に向けたプラン作りの支援などを実施しています。
・雇用保険は、原則として退職してから１年間の中で、再就職活動を行っている期間に受給することができます。しかし、その期間に妊娠、出産、育児のために再就職できない場合、その雇用保険を受給できる期間を延長することができます（退職後最大４年間まで）。

問い合わせ先　　公共職業安定所（ハローワーク）

◎出産育児一時金・出産手当金など
・出産に当たっては、出産育児一時金や出産手当金などが支給される制度があります。また、産前産後休業期間中や育児休業期間中には、社会保険料が免除される制度もあります。

問い合わせ先　勤務先、全国健康保険協会（協会けんぽ）、健康保険組合　など

◎児童手当
・児童を養育している方に支給されます。支給額は所得や児童の年齢等によって異なります。子どもが生まれた日の翌日から15日以内に、お住まいの市区町村（公務員は勤務先）に申請が必要です。

問い合わせ先　　市区町村の児童手当担当窓口

◎育児休業給付
・育児休業を取得したときは、一定の条件を満たした場合、雇用保険から休業開始時賃金の67％（休業開始から６ヶ月経過後は50％）相当額が育児休業給付金として支給される制度があります。

問い合わせ先　　公共職業安定所（ハローワーク）

（旧）

・子の看護休暇
小学校入学前の子を育てる男女労働者は、会社に申し出ることにより、年休とは別に、１年につき、子が１人なら５日まで、子が２人以上なら10日まで、病気やけがをした子の看護、予防接種及び健康診断のために休暇を取得することができます。

※平成２９年１月１日から半日単位での取得が可能となります。　（新規）

・時間外労働、深夜業の制限
会社は、小学校入学前の子を育てる男女労働者から請求があった場合は、１か月 24時間、１年150時間を超える時間外労働をさせてはならないことになっています。また、深夜（午後10時から午前５時まで）に働かせてはなりません。

以上の問い合わせ先　　都道府県労働局雇用環境・均等部（室）

◎育児等のために退職した方への再就職支援
・育児などにより退職し、将来的に再就職を希望する方に対し、情報提供、再就職セミナー、再就職に向けたプラン作りの支援などを実施しています。
・雇用保険は、原則として退職してから１年間の中で、再就職活動を行っている期間に受給することができます。しかし、その期間に妊娠、出産、育児のために再就職できない場合、その雇用保険を受給できる期間を延長することができます（退職後最大４年間まで）。

問い合わせ先　　公共職業安定所（ハローワーク）

◎出産育児一時金・出産手当金など
・出産に当たっては、出産育児一時金や出産手当金などが支給される制度があります。また、産前産後休業期間中や育児休業期間中には、社会保険料が免除される制度もあります。

問い合わせ先　勤務先、全国健康保険協会（協会けんぽ）、健康保険組合　など

◎児童手当
・児童を養育している方に支給されます。支給額は所得や児童の年齢等によって異なります。子どもが生まれた日の翌日から15日以内に、お住まいの市区町村（公務員は勤務先）に申請が必要です。

問い合わせ先　　市区町村の児童手当担当窓口

◎育児休業給付
・育児休業を取得したときは、一定の条件を満たした場合、雇用保険から休業開始時賃金の67％（休業開始から６ヶ月経過後は50％）相当額が育児休業給付金として支給される制度があります。

問い合わせ先　　公共職業安定所（ハローワーク）

（新）

主な医療給付等の制度

◎未熟児に対して

からだの発育が未熟なまま生まれた新生児で、入院が必要な場合、公費で医療が受けられます。

◎小児慢性特定疾病にかかっている児童等に対して

子どもが下記の疾患群に属する小児慢性特定疾病にかかった場合、公費で医療が受けられます。

また、日常生活用具の給付を受けられる場合があります。

（悪性新生物、慢性腎疾患、慢性呼吸器疾患、慢性心疾患、内分泌疾患、膠（こう）原病、糖尿病、先天性代謝異常、血液疾患、免疫疾患、神経・筋疾患、慢性消化器疾患、染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群、皮膚疾患）

※小児慢性特定疾病情報センター（http://www.shouman.jp/）

◎障害児に対して

身体の障害の状態の軽減を行う手術などの治療を行う場合、公費で医療（自立支援医療）が受けられます。また、補装具費の支給や日常生活用具の給付を受けられる場合があります。

いずれの場合も、病気の程度や所得などに応じて制限がありますので、市町村などに相談してください。

保護者に万一（死亡・重度障害）のことがあったとき、障害児・者に終身年金を支給する障害者扶養共済制度（任意加入）があります。お住まいの都道府県又は指定都市にお問い合わせください。

産科医療補償制度

産科医療補償制度に加入している分娩機関で出産し、万が一、赤ちゃんが分娩に関連して重度脳性まひとなり、出生体重、在胎週数、障害の程度などの基準を満たした場合には、看護、介護のための補償金が支払われるとともに、脳性まひ発症の原因分析が行われます。この制度に加入している分娩機関の一覧は、(公財)日本医療機能評価機構のホームページ（http://www.sanka-hp.jcqhc.or.jp）に掲載されています。

なお、補償申請期限はお子様の満５歳の誕生日までです。

・産科医療補償制度についてのお問い合わせ先
産科医療補償制度専用コールセンター
電話　0120-330-637
受付時間:午前9時～午後5時(土日祝除く)

産科医療補償制度のシンボルマーク

＜メモ＞
出産をした分娩機関の名称：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
登録証交付日：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
妊産婦管理番号：□□□□□□□□□□

＊妊産婦管理番号は、分娩機関より交付される「産科医療補償制度　登録証」に記載されています。登録証はお子様が５歳になるまで大切に保管してください。

（旧）

主な医療給付の制度

◎未熟児に対して

からだの発育が未熟なまま生まれた新生児で、入院が必要な場合、公費で医療が受けられます。

◎小児慢性特定疾病にかかっている児童等に対して

子どもが下記の疾患群に属する小児慢性特定疾病にかかった場合、公費で医療が受けられます。

また、日常生活用具の給付を受けられる場合があります。

（悪性新生物、慢性腎疾患、慢性呼吸器疾患、慢性心疾患、内分泌疾患、膠（こう）原病、糖尿病、先天性代謝異常、血液疾患、免疫疾患、神経・筋疾患、慢性消化器疾患、染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群、皮膚疾患）

※小児慢性特定疾病情報センター（http://www.shouman.jp/）

◎障害児に対して

身体の障害の状態の軽減を行う手術などの治療を行う場合、公費で医療（自立支援医療）が受けられます。また、補装具費の支給や日常生活用具の給付を受けられる場合があります。

いずれの場合も、病気の程度や所得などに応じて制限がありますので、市町村などに相談してください。

（新規）

産科医療補償制度

産科医療補償制度に加入している分娩機関で出産し、万が一、赤ちゃんが分娩に関連して重度脳性まひとなり、出生体重、在胎週数、障害の程度などの基準を満たした場合には、看護、介護のための補償金が支払われるとともに、脳性まひ発症の原因分析が行われます。この制度に加入している分娩機関の一覧は、(公財)日本医療機能評価機構のホームページ（http://www.sanka-hp.jcqhc.or.jp）に掲載されています。

なお、補償申請期限はお子様の満５歳の誕生日までです。

・産科医療補償制度についてのお問い合わせ先
産科医療補償制度専用コールセンター
電話　0120-330-637
受付時間:午前9時～午後5時(土日祝除く)

産科医療補償制度のシンボルマーク

＜メモ＞
出産をした分娩機関の名称：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
登録証交付日：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
妊産婦管理番号：□□□□□□□□□□

＊妊産婦管理番号は、分娩機関より交付される「産科医療補償制度　登録証」に記載されています。登録証はお子様が５歳になるまで大切に保管してください。

（新）

連　絡　先　メ　モ

健診受診施設	名称		電話	
	住所			
分娩予定施設	名称		電話	
	住所			
小児科	名称		電話	
	住所			
歯科	名称		電話	
	住所			
	名称		電話	
	住所			
	名称		電話	
	住所			
	名称		電話	
	住所			

助産所で分娩予定の場合は助産所にて記載（医療法６条の４の２によるもの）		記載日：　　年　　月　　日		
助産所の名称：		緊急連絡先：		
助産師氏名：				
助産所で管理できる妊婦の状態（※）		□　助産師が管理できる妊婦 □　連携する産婦人科医師と相談の上、共働管理すべき妊婦		
異常の際の対応について	連携して異常に対応する医療機関名		電話	
	住所			

（※）助産業務ガイドライン２０１４の「Ⅳ妊婦管理適応リスト」を参照して□にチェックを記載すること。

（旧）

連　絡　先　メ　モ

健診受診施設	名称		電話	
	住所			
分娩予定施設	名称		電話	
	住所			
小児科	名称		電話	
	住所			
歯科	名称		電話	
	住所			
	名称		電話	
	住所			
	名称		電話	
	住所			
	名称		電話	
	住所			

（新規）